

委員会提出議案第1号

寒川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

寒川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年1月6日提出

提出者 議会運営委員会委員長 黒 沢 善 行

提案理由

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条文の整理等を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

寒川町議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年寒川町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「。以下」を「。第20条において」に改め、同条第9項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定、同条第9項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）並びに第17条第1項及び第2項第1号、第18条第1項、第27条第2項並びに第47条の改正規定は、公布の日から施行する。